

群馬県優秀技能者表彰（ぐんまの名工）調書作成時の留意事項

1. 推薦に係る留意事項

- (1) 対象となる方の年齢要件は、令和4年4月1日現在41歳以上（生年月日が昭和56年4月1日生まれ以前）です。
- (2) 推薦にあたっては、過去に推薦のない職種の方を含め、幅広い職種からの候補者の選定に御配慮ください。
- (3) 同一事業所・団体からの推薦につきましては、同一職種同一作業につき1名までとします。ただし、「群馬県若年優秀技能者表彰（ぐんま明日の名工）」受賞者の方を「群馬県優秀技能者表彰（ぐんまの名工）」に推薦する場合は、同一職種同一作業につき1名までの原則の別枠で1名まで推薦できるものとします。
- (4) 期限までに推薦がない場合は、該当者がいないものとさせていただきます。
- (5) 被表彰者は、審査委員会にかけ、令和4年10月末までに決定します。
- (6) 提出書類につきましては、データでの提出に御協力をお願いいたします。各種様式については、以下のホームページからダウンロードしてください。

○「令和4年度群馬県優秀技能者表彰等の実施について」（群馬県ホームページ）

(トップページ>しごと・産業・農林・土木>働く・雇用>職業能力開発>技能者表彰>令和4年度群馬県優秀技能者表彰等の実施について)

URL : http://www.pref.gunma.jp/06/g22g_00283.html

2. 提出書類

- ・推薦書（様式1）
- ・推薦調書（様式2）
- ・履歴書（様式3）
- ・その他の資料（※）

各種証明書類の写し（技能検定合格証書、職業訓練指導員免許等の写し）、推薦者の技能に係る説明資料、新聞記事の写し、写真等

(※) その他資料

- ・返却を要しないものを添付してください。
- ・技能に直接関係しない書類の写し（消防団の感謝状、普通運転免許証等）は添付しないでください。
- ・被推薦者の作業写真を添付する場合は、被推薦者のどのような技能が発揮されているのか、説明を付け加えてください。

3. 調書記載時の留意事項

【推薦書（様式1）】

- ・代表者の押印は不要とします。

【推薦調書（様式2）】

・審査委員がこの様式を参考に評価するため、技能の優秀性について、具体性、客観性のある表現で記載してください。

（例）「非常に優れている」

この場合、他と比較してどう優れているか数値等で記載してください。

（例）「短時間で加工できる」

この場合「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等、具体的に記載してください。

（例）「精度が向上した」

この場合「標準交差 $\pm 0 \mu\text{m}$ が $\pm \Delta \mu\text{m}$ に向上した」等、具体的に記載してください。

- ・記載内容が、被推薦者の功績、表彰歴のみに終始しないようにご注意ください。
- ・記載内容について、追加で聞き取りを行うことがあります。

【履歴書（様式3）】

- ・職歴については、入社や開業などの情報まで記載してください。

（例）令和3年4月1日 株式会社〇〇／入社 令和4年3月31日 退社
令和4年4月1日 〇〇塗装／開業

4. 同等以上の優れた技能の水準について

以下の条件を満たす方については、群馬県優秀技能者表彰要綱第2条第1項に規定する「同等以上の優れた技能を有すると知事が特に認める者」として扱うものとします。

該当する職種についても積極的に御推薦いただきますよう御配慮ください。

1. 以下の条件について全てを満たす者

- ・JIS溶接技能者評価試験の基本級に合格し、12年以上資格を保有している者
- ・JIS溶接技能者評価試験の専門級の管の資格、若しくは、専門級板の立向、横向、上向のうち、2種以上の資格を保有している者
- ・WES溶接管理技術者2級以上合格後、5年以上資格を保有している者

2. 職業訓練指導員免許を取得し、その技能を要する職業に5年以上従事する者（技能検定以外の職種で推薦された者に限る）。

群馬県優秀技能者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、優秀な技能者を表彰することにより、社会一般に技能尊重の気運を醸成するとともに、技能者の志気の高揚と技能水準の向上を図り、もって地域産業の発展に資することを目的とする。

(表彰者及び被表彰者)

第2条 群馬県優秀技能者表彰（以下「表彰」という。）は、知事が次の各号のすべてに該当するものについて行う。

- (1) 1級又は単一等級の技能検定に合格し、合格後5年以上の実務経験があり、優れた技能を有する者又はこれと同等以上の優れた技能を有すると知事が特に認める者
- (2) 現に表彰に係る技能を要する職業に従事し、県内に居住又は就業している者
- (3) 技能を通じて後進の指導育成に努力した者又は、作業の改善に努力し、生産性の向上に貢献した者
- (4) 他の技能者の模範と認められる者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、毎年一回表彰状を授与して行うものとする。

(被表彰者の選定)

第4条 表彰を受ける者は、市町村、群馬県商工会連合会、県内各商工会議所、群馬県中小企業団体中央会、群馬県経営者協会、群馬県職業能力開発協会及び群馬県技能士会連合会の代表者が推薦した者のうちから、知事が選定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により選考を行うに当たって、これを公正かつ適切に行うため、必要に応じ群馬県優秀技能者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 委員会に関し必要な事項は、産業人材育成室長が別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、産業人材育成室長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和59年 1月27日から実施する。
- 2 群馬県優秀技能士表彰要綱（昭和53年12月14日実施）は、廃止する。
- 3 この要綱は、昭和62年 4月 1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成 8年 4月 1日から実施する。
- 5 この要綱は、平成14年11月 1日から実施する。
- 6 この要綱は、平成15年 6月26日から実施する。
- 7 この要綱は、平成24年 6月 6日から実施する。
- 8 この要綱は、平成24年12月 1日から実施する。
- 9 この要綱は、令和 2年 4月 1日から実施する。

群馬県優秀技能者表彰事務処理要領

第1 趣 旨

この事務処理要領は、群馬県優秀技能者表彰要綱（昭和59年1月27日）に基づき、技能者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の名称

群馬県優秀技能者表彰の愛称は「ぐんまの名工」とする。

第3 被表彰候補者

市町村、群馬県商工会連合会、県内各商工会議所、群馬県中小企業団体中央会、群馬県経営者協会、群馬県職業能力開発協会及び群馬県技能士会連合会の代表者（以下「市町村長等」という）は、次の各項のすべてに該当する者のうちから、被表彰候補者を選定して知事に推薦するものとする。

（1） 表彰に係る技能について、1級又は単一等級の技能検定に合格し、合格後その技能を要する職業に5年以上従事する41歳以上の者又はこれと同等以上の優れた技能を有すると知事が特に認める者（※伝統工芸士を含む。）であること。（経験年数・年齢は、表彰年度の属する4月1日現在とする。）

※伝統工芸士とは、「群馬県ふるさと伝統工芸士認定要綱（平成11年7月9日制定）」で認定する者をいう。

（2） 表彰に係る技能について、県内業界において第一人者と目されていること。

（3） 表彰に係る技能について、現役性があること。

（4） 県内に居住している者又は就業している者であること。

（5） 技能を通じ、後進技能者の育成に尽くした者又は作業の改善及び生産性の向上に貢献した者であること。

（6） 勤務実績・日常行為等において、他の模範と認められる者であること。

第4 推薦手続

市町村長等が、被表彰候補者を知事に推薦する場合は、次の書類を提出して行うものとする。

（1） 推薦書（様式1号）

（2） 推薦調書（様式2号）

（3） 履歴書（様式3号）

（4） その他の資料

その他の資料としては、技能検定合格証書（写）のほか次に掲げるような被表彰候補者の最も高く評価されている技能の程度及び功績を立証又は証明することのできる資料をできる限り収集し、添付すること。

イ 本人の功績に関する新聞、雑誌又は業界紙の記事等

ロ 本人の製作物、発明、考案、改善等に関する説明書、図面、写真等

ハ 特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明らかにすること）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料並びに証書の写し等

付 則

- 1 この要領は、昭和59年 1月27日から実施する。
- 2 この要領は、平成 7年 8月 1日から実施する。
- 3 この要領は、平成15年 6月26日から実施する。
- 4 この要領は、平成24年12月 1日から実施する。
- 5 この要領は、平成27年 6月24日から実施する。